

第1章 ロシアと日本

— 16世紀 - 19世紀前半における歴史的発展の特徴 —

K. O. サルキソフ、A. N. パノフ

山脇 大、安野 正士 訳

Chapter 1: Russia and Japan:

Characteristics on the Historical Development from 16th Century to the First-half of 19th Century

K. O. SARKISOV, A. N. PANOV

はじめに

ある国が歴史の中で、他国と似通った、類似した、時には同一と思えるような発展のプロセスを経験する、ということはまああることだ。しかも、こうした類似性は、単に部族制社会が奴隷制、封建制を経て資本主義に移行する、というような大きな発展段階の共通性にとどまらず、国家形成過程の特質や統治の方法、生産様式や階級分化など、より具体的なレベルでも見られる場合がある。発展段階の共通性という点に関して言えば、露日両国は奴隷制の段階を経験することはなかった点が共通しているし（但し、ロシアにおける農奴制は、ある程度、奴隷制に固有の特徴を備えていたと言えるが）、それより細かい点での共通性も数多く見出すことができる。

アイデンティティーとは、自国と他国の相違を簡略化した形で示すものだが、国の歴史的発展の特徴は、その国民のアイデンティティーの形成に決定的な影響を与える。ロシアと日本の歴史的発展を比較しつつ辿るにあたっては、封建領主の支配地に分かれていた両国を、単一の国家に統合する試みがなされた16世紀まで遡って話を始めるのが適当だと思われる。というのもまさにこの時代にこそ、ロシアと日本の文明にとって最も重要な基盤が築かれたからである。

国家統一と対外膨張

ロシア史上の「国引き」(собрание земель) とも言うべき国家統一の過程は、モスクワ大公イヴァ

ン3世（1440-1505）の治世下で大きな進展を見せた。日本では16世紀後半まで戦国時代が続いたため、国家統一のプロセスはそれよりちょうど1世紀ほど遅れて始まった。しかし、その後日本はロシアに「追いつく」ことになる。モスクワ大公国のツァーリを戴く統一国家への変貌と、戦国日本の統一における転換点は、時期的にはほぼ重なっている。1547年にイヴァン4世（雷帝）が、初めて「全ルーシ」のツァーリとして戴冠する一方で、1568年には織田信長が上洛し、日本の主要地域にその権威が及ぶようになっていった。

中央集権国家の確立とその強化の過程では、どちらの国でも氏族間の熾烈な闘争が起こった。ロシアでは世襲貴族のボヤール、日本では大名間の闘争がそれにあたる。イヴァン雷帝が1584年に崩御すると、モスクワ・ツァーリ国は深刻な政治危機を迎えることとなり、それは時に、イヴァン3世以来築かれてきた国家の礎を危うくするほどであった。帝位に君臨するツァーリは、フョードル1世（在位：1584-1598）、イリーナ皇后、その兄でボヤールのボリス・ゴドゥノフ、偽ドミトリー1世、ボヤールのヴァシーリー・シュイスキーへと目まぐるしく交代した。シュイスキーを退位に追い込んだボヤールたちは、ポーランド人のヴワディスワフ王子をツァーリに選んだ。ヴワディスワフ王子は結局ツァーリとして戴冠することはなかったが、1610年から2年間にわたってモスクワはポーランド人に支配された。1613年にミハイル・ロマノフがツァーリに選出されたことで、ようやく混迷は終わりを告げ、それから300年続く新たな王朝が開かれることになった。

日本でもまた、統一政権の登場は深刻な危機を経て生じた。1582年の織田信長の死後、権力は信長と並ぶ歴史上の重要人物である豊臣（羽柴）秀吉に移った。秀吉に比肩しうる新興勢力であった徳川家との対立は、当初は激しいものではなかったが、秀吉の死後には、ロシアの場合と同様に内紛が激化した。

ロシアでも日本でも、権力の移行期には共通の特徴が見られた。衆目の一致する指導者がおらず、また新たな指導者の選出についてエリート層の意向が定まらない状況下で、一時的な方策として、集団指導体制が採用されたことは共通項の一つである。ロシアでは、シュイスキーの追放後、国政を担うボヤールの数に因んだ「7人貴族会議」がモスクワで成立し、この会議がヴワディスワフ皇子をツァーリに選出した。日本では、1598年の秀吉の死後、5歳であった息子の秀頼の下に、五大老・五奉行が置かれたが、ロシア式に言えば、それらは「5人貴族会議」とでも称するべきものだった。

しかしながら、どちらの国でも、歴史の大きな流れは国家運営のための単一指導体制の採用を必然ならしめた。集団指導体制が持続する余地は全くなかったといってよい。日本では、権力の問題は、1600年の関が原の戦いによって解決をみた。ロシアでも、政治闘争の決着は戦場でつけられた。1605年1月、ツァーリであったボリス・ゴドゥノフは、帝位を守り抜くため、偽ドミトリー1世および彼を支持するポーランド軍と戦うことを余儀なくされた。しかし、1610年にはロシア（モスクワ・ツァーリ国）の軍勢はポーランド・リトアニア共和国軍に敗れ、その後2年間にわたり、モスク

ワはポーランド人に占領された。ロマノフ朝を頂点とする新たな国家体制が形成されたのは、ドミトリー・ポジャルスキー公爵と商人のクジマ・ミーニンの先導する国民軍が解放戦争を戦い、ポーランド勢力をモスクワから追放した後のことだった。こうして、ロシアでも日本でも17世紀の初頭に、以後数世紀にわたり存続するロマノフ朝と徳川幕府という、国家体制の基礎が形成されたのである。

1603年2月12日、後陽成天皇の宣旨により徳川家康が右大臣、征夷大將軍に任命され、1ヵ月後には家康は御所に参内して天皇に拝謁した。そのわずか10年後の1613年7月23日には、カザン・スヴィヤーシュク府主教で、総主教代行を務めてもいたエフレムが、モスクワの生神女就寝大聖堂において、ミハイル・フォードロヴィチ・ロマノフの「戴冠式」を司り、彼をツァーリに選出した証文に署名した。両国の世俗の権力者が、相次いで「聖なる」権威からのお墨付きを得たことになる。

注目すべきは、ロシアでも日本でも、為政者がみずからの権力強化の手段として、対外拡張および征服に打って出た点である。ロシアでは、東方への進出と広大なシベリアの開拓が開始された。1638年にはモスクワにシベリア開発庁が設置された。1640年にはモスクワから8,000キロメートル以上も離れた場所に、ヤクーツク軍政部が置かれ、1643年にはその指令によって、アムール地方への探検が成功裏に行われた。そして、1649年にはロシア人がオホーツク海沿岸に到達し、太平洋に面したロシア最初の港であるオホーツクが建設された。ロシアの領土拡張は、当時の植民地化としては一般的な方法によって行われた。占領地の住民は、貢物（現物税であるヤサーク）を課されるとともに、抵抗する者は抑圧された。例えば、1645年にはブリヤート人の反乱が鎮圧されている。

時と性格を同じくして、日本でも南方に向けて琉球諸島の征服や小笠原諸島の支配の試みがなされ、西方では日本海の島々へ、北は北海道、サハリン、そして千島方面へ向けた支配領域の拡張が行われた。17世紀後半の北海道北部では、多数のアイヌ民族が独立を保っていたが、1669年から72年にかけてアイヌは戦火に見舞われる。彼らは当初アイヌ民族同士で対立していたが、その後一丸となって和人に抵抗したのである（「シャクシャインの戦い」）。アイヌ民族を鎮圧したのは、松前藩の軍勢だった。松前藩は、將軍の絶対的な権力の下、蝦夷地の支配に関して、武力行使を含めたすべての決定権限を与えられていた。南方で松前藩と類似した役割を果たしたのは薩摩藩である。1609年3月、島津家は100隻の艦隊と3,000もの兵を武装させ、琉球王国に帰属していた奄美大島を征服し、日本に併合した。続いて王国の首都であった首里にほど近い那覇を占領した。これにより、琉球国王は將軍の権威を認めざるを得なくなった。

ロシアの地では日本と違い、孤立主義は一度も根づかなかったが、それは地政学的観点から見て非現実的だったためである。逆に、拡張主義の傾向は常に見られた。ただし、それは通常この言葉と結びついているような否定的な意味を持つものとは考えられていなかった。拡張主義は、異民族の領土の「征服」ではなく、隣接する領土の帝国への「併合」として認識されたのである。イヴァン3世時代のモスクワ公国における「国引き」は、ヤロスラヴリ公国、トヴェリ公国、ペロオゼロ公国のよう

な、ロシア人の土地だけでなく、非ロシア人（ウグロ・フィン族）の土地の併合をも含んでいた。沿ヴォルガ地方や、（ペルミヤユルガへの遠征の結果として）ウラル山脈以東の地域を含め、コミ＝ペルミヤク人やハンティ人、マンシ人など、少数民族の領土も併合された。にもかかわらず、「ロシアの植民地主義」という用語は、政府の出版物はおろか、政治・社会評論の分野でも定着しなかった。シベリアに関して「ロシアの植民地」という表現を用いた例は、19世紀のイギリスの新聞雑誌に見られるだけである。それ以前には、この表現はもっぱら北米大陸西海岸のロシア人入植地を指すものとして使われていた。そこでは、ロシア人の植民活動がアメリカ人やイギリス人に先んじており、英米人はロシア人の活動を、貿易の利益という観点のみならず、文明的な観点からも高く評価していたのだった。

時代は下るが、日本でも琉球王国が併合され、また「外地」と見なされていた北海道が帝国に編入されることによって領土が拡大した。1895年の台湾占領は、初の海外植民地の獲得であった。近隣領土の併合と帝国の形成は、イデオロギーに、そしてそれを通じて人々のメンタリティーに強い影響を与え、国民のアイデンティティーの一部ともなった。植民や領土拡大に際し、国境地帯に居住する特定の集団に政府の権限を譲渡するというやり方は、松前藩や薩摩藩の例で見られたが、ロシアでも同様のモデルが17世紀から19世紀にかけて採用されていたことは注目に値する。松前や薩摩が果たした役割をロシアで担ったのはコサックの定住であり、彼らは広大な領土を支配し、要塞を建設し、現地の民族を鎮圧した。

18世紀のロシアと日本 ― 地方統治と社会階層

18世紀には、ロシアと日本は互いに異なった道を辿っていく。18世紀初頭のロシアは、ヨーロッパ諸国と比べて経済、科学技術、文化の発展において大幅に遅れており、また黒海およびバルト海へのアクセスも持たず、軍事面を含めて、常に西方および南方から圧力を受ける状況にあった。こうした状況に対応し、国家の独立と主権を維持するため、ロシアはピョートル1世の指揮の下で、大規模かつ急速な近代化に乗り出した。

一方、島嶼国であり、周囲を海に囲まれた日本は、自国の安全保障とアイデンティティーの保持という課題を、外国との接触を断ち、また国内の封建的分裂を維持することで解決しようとした。このため日本の近代化は、ロシアと比べて150年遅れることとなった。日本が後になって近代化に乗り出した理由の多くは、ロシアが近代化に乗り出した理由と共通していた。19世紀前半の欧米勢力の滔々たる極東進出を目の当たりにした日本には、実質的には選択の余地はなかった。つまり、中国のように半植民地化の運命に甘んじるのが嫌ならば、政治、経済、社会、そして文化・習慣の全面にわたる抜本的な改革を行うほかなかったのである。

しかし、近代化の開始時期の違いは別として、18世紀の両国の国内での発展に着目すれば、そこには一定の類似性が確認できる。まず、近代化に乗り出したロシアでも、「停滞していた」日本でも、改革の方向性は、中央集権型の統治システムを強化するという点で共通していた。

ロシアは広大な国土を、当初は40、後には50の県に分割して統治した。県知事は中央政府によって任命され、ペテルブルクの監督下にはあったものの、県の統治や財政、司法上の多くの権限を持ち、高い独立性を有していた。このため、県を自分の個人的領地と同様に扱おうと目論む知事は珍しくなく、そうした知事は罷免されるか、時には厳しく処罰された。

江戸幕府はロシア政府よりさらに厳格に地方行政を管理した。幕府は、領主として広大な土地を保有する250の大名すべてを配下に置いていた。大名の活動のうち、幕府の厳格な監督下に置かれたのは、名目上は、徳川家の支配に挑戦するような活動——防御施設の建設、城の強化や、近隣の大名家との通婚を通じて反幕府連合を形成するような動き——に限られていた。しかし実際には、そうした動きの有無にかかわらず、参勤交代という名の人質制度が導入されていた。大名は1年おきに江戸の将軍家への出仕を義務づけられ、翌年には自領で生活できるが、妻子は江戸に常駐させねばならなかった。この制度は、大名の統制手段として極めて有用であったから、明治維新の頃まで継続された。大名の領国統治への幕府の直接介入は、統治が非効率である場合に実施され、大名は格下げ、または領地の剥奪という形で処罰されることがあった。この最後の点については、ロシアでも同様の事例があった。

18世紀のロシアでは5つの身分的階層が形成された。貴族、聖職者、町人、農民、商人がそれぞれある。一方、徳川時代の日本では、武士（士）、農民（農）、職人（工）、商人（商）の4つの身分が存在した。露日両国の階層区分については、その他にも容易に類似点を見出すことができる。ロシアでも日本でも、「上流身分」つまり貴族や武士へ加わるための条件は、そうした家系に生まれるか、もしくは国家への著しい勲功によって地位を獲得することであった。貴族と武士には多くの特権が認められていた。また、ロシアの貴族と日本の武士は、政治・行政分野の人材の供給源でもあった。徳川時代には内戦が終結していたため、江戸時代の武士はみずからの兵術を実際の戦闘で用いることができなかったが、ロシアの貴族は、軍の将校団の根幹となり、また彼らの中から軍のエリート部隊が形成されたのだった。露日両国の発展の過程で、貴族と武士が演じた役割が大きいものであり、また重要な意義を持ったことは確かである。しかし、歴史の流れが彼らに用意した運命は非常に痛ましい、しばしば悲劇的といってもよいものであり、最終的に彼らは滅びるか、あるいは改革から生じた新たな社会構造の中に溶解していくかを余儀なくされた。

権力構造における相違 ― 聖俗権力の関係と黒幕・寵臣の役割

ロシアでも日本でも、封建的割拠構造はやがて中央集権国家に取って代わられたが、その際両国で打ち立てられた権力の構造は大きく異なっていた。

日本では歴史を通じて、実質的権力と象徴的権力が並行して存続し、その意味で権力の二元性が保たれた。日本における権力の二元性は、ある時点で突然生じたわけではなく、古代日本の政治システムの自然な発展の結果として生まれてきたものだった。1192年に最初の幕府を鎌倉に開いて将軍となり、7世紀（680年）間続く日本の武家政治を創始した源頼朝は、源氏の長と、天皇家の外戚として勢力を伸ばした藤原一族出身の妻の間に生まれた息子であった。皇統が連綿と続いた天皇家と異なり、将軍の家系は交代を繰り返してきた。しかし、実力は十分備えていても、天皇に取って代わろうとする将軍は一人として現れなかった。

一方、天皇について述べると、日本の天皇の国外での呼称として、ヨーロッパ言語でいう「皇帝」が用いられるようになったのは、ヨーロッパにおいて帝国や皇帝という称号が広まった18世紀になってからだという点には留意しておく必要がある。古代にも、後の時代にも、日本という国の実態は「帝国」と呼ぶにはそぐわないものだった。にもかかわらず、日本の最高指導者は海外では「皇帝」と呼ばれるようになり、国内では従来通り、天皇と称されたのである。

国家統治システムにおける天皇の役割は、神聖かつ象徴的な存在 ― 天照大御神の継承者であり、天子 ― という形に徐々に定まっていった。天皇はまた、日本の固有信仰である神道の最高司祭としての機能も果たした。天皇が天照大神の系譜に連なる存在とされ、また最高司祭としての役割を担っていたことは、将軍が天皇の座を篡奪する試みを防止するのに役立ったと思われる。将軍が天皇の座につこうとするようなことがあれば、まず間違いなく、民衆からも極めて否定的な反応を受け、権力維持にとって極めて不利な帰結を招いたと考えられるからだ。

ロシアでは、「伝説的な神武天皇以来、天皇は万世一系の皇統を継いでいる」というのに類するような信仰は存在しなかった。なぜなら、ロシアの大公やツァーリは、様々な王朝から出ており、しかもこうした王朝は基本的に、外国起源だったからである。これに対して、天皇は神々の子孫であるとされたため、天皇は定義上、国家権力の上位に位置づけられることとなった。天皇は経済的には極めて質素な生活を送った時期もあったが、皇位が神聖なものとされたことの意味は大きかった。天皇は将軍の上に位置しつつ、世俗の権力は将軍に委譲し、また将軍の権力に権威を付与する役割を果たした。こうした背景があったため、明治維新は、天皇親政への「復古」とされ、天皇がみずからの「決定」によって統治権を取り戻した出来事と説明されたのである。

ロシアにおいても、歴史的に見れば短い期間ではあるが、皇帝と総主教の間で、世俗権力と教権の並立状態が存在していたことはあった。ロシア正教会の総主教は、京都の朝廷に比べて、ずっと大き

な政治的役割を果たしていたし、経済的にもより強固な基盤を持っていた。しかも、フィラレート総主教とニコン総主教の場合には、「大君（великий государь）」という、世俗の権力者としての称号をも名乗っていた。フィラレートの称号は、「大君にして、神の慈しみによりモスクワ及び全ルーシの総主教」というものであり、ニコンは「神の慈しみにより大君、支配者にして、帝都モスクワの大司教、大ロシア、小ロシア、白ロシア、北ロシア、白海地方、その他多くの国々の総主教」という称号を用いた。徳川家が、天皇と京都の朝廷の権限を著しく縮小していたのと同時期に、モスクワのフィラレート総主教は、彼の息子がロマノフ家出身の最初のツァーリになったことを利用して、総主教の権力を大幅に拡大していた。ロシア正教会の改革で知られるニコン総主教は、一時期ツァーリの右腕とも言うべき役割を演じた。

だが、ツァーリは次第に総主教に対して優位に立ち、統治権・行政権のみならず、精神的な権威までも掌握するようになっていった。皇帝専制が絶対主義の色彩を強めるにつれ、教会の持つ野望は打ち砕かれてしまった。最終的には、ピョートル1世治世下で行われた教会改革によって、総主教制は廃止され、教会行政は、聖務会院という、国家の行政機関にゆだねられることとなった。一方、ツァーリを神と結びつけ、ツァーリを神聖なものを見なす試みが行われた。18世紀と19世紀初頭の法律を編纂した、1832年成立の『ロシア帝国法律集成』のうち、第一部「国家基本法典」の第1条には以下のような規定があった。「全ロシア皇帝^{インペラートル}は、何者にも依らず無制限の権力を有する君主である。恐怖のみならず、良心の命ずるところに従って皇帝の最高権力に服従すべきことは、神自身の命ぜられるところである。」（強調は著者による）しかも、当時やその後の時代に当てはまることだが、単一権力への欲求と、そうした権力を具現化する存在、つまり帝位承継規則に従って位についた皇帝への帰依は、ロシアのアイデンティティーの非常に重要な特質となっていた。単一指導者への帰依は、集团的統治形態に対する深い不信とも結びついていた。このように、ロシアの政治体制は、日本に比べてより一元的で、最高指導者に権力が集中しやすい点に特徴があった。

最高指導者に権力が集中した体制では、非公式のチャンネルを通じて最高指導者に接近した人物が、政治的決定に強力な、時には決定的な影響を及ぼす場合があるが、こうした現象はロシア帝政の顕著な特徴となっていた。皇帝の「後見人」（いわゆる「黒幕」）であるとか、また「寵臣」（18世紀のロシア、およびヨーロッパ諸国では、君主の寵臣が影響力を持つ、という現象がよく見られた）といった人物がそれにあたる。ミハイル・ロマノフがツァーリだった際には、父のフィラレート総主教が後見人を務めた。ミハイルの死後、皇子で16歳のアレクセイ・ミハイロビッチがツァーリの座についたが、後見人（「叔父」）として、貴族の中から大地主のボリス・モロゾフが選出された。モロゾフは生涯、ツァーリに最も近い側近であり、最も影響力を持つ人物であった。ピョートル1世は強い個性と権威を備えた人物であり、彼の下では寵臣、ましてや後見人が影響力を発揮する余地はなかった。しかしながら彼の死後、エカテリーナ1世、アンナ女帝、エカテリーナ2世の時代には寵臣が跋扈し、

事実上、それは国家統治制度の一部となったといってもよい。

日本でも、将軍家や朝廷で、後見人や寵臣が影響力をふるう現象が見られた。しかし日本ではその影響力はロシアにおけるほど大きくなかった。上に立つ者が自身の権威を保つためには、臣下への愛顧は平等でなければならなかった。大名の中には将軍に近い者もそうでない者もいたが、これは単に将軍の個人的な相性の問題ではなく、大名の忠誠の度合いや能力と関係していた。ロシアでも、部下の忠誠心と能力が高く評価されたことは日本と同様だが、個人的な相性が、日本の場合より重要な要素となっていたのである。

徳川日本の歴史における寵臣や後見人の影響力の例としては、例えば五代将軍綱吉と側用人の柳沢吉保、六代将軍家宣と、著名な歴史家、哲学者、文学者・詩人でもあった新井白石（1657-1725）との関係が挙げられる。白石の提案に基づいて、将軍はみずからの権力を強化する数多くの改革を実行した。また18世紀後半、十代将軍家治の時代に「事実上の支配者」となったのが田沼意次（1719-1788）であった。十一代将軍家斉の下で老中首座となり、寛政の改革を主導した松平定信は後見人の例として挙げることができよう。

ロシアの絶対主義は、すでにピョートル1世の治世において、完全な形で具現化されていたが、領土の拡張が進み、ロシア帝国が一層巨大な国家となっていたエカテリーナ2世の時代になって、「専制君主制こそがこのような巨大な国家には最も適した統治制度だ」というイデオロギーが生み出された。ロシアにとって絶対主義こそが最善の統治形態だという理論は、垂直的な命令系統が存在することで、統治が効率的になり、また民の福祉への配慮における「公平性」が担保される、という見方に基づいていた。1766年、エカテリーナ女帝は新法典編纂委員会に対して訓令（ナカース）を発し、以下の通り記した。「皇帝の権力は絶対である。皇帝の一身にのみ集中された権力以外、いかなる力も、かかる巨大な国家の広がりに対応するしい機能を発揮することはできないからである。……その他の統治形態は、ロシアにとって有害なだけでなく、最終的にはロシアを破滅に導くであろう。」

文明・宗教とアイデンティティーの問題

世界を構成する様々な文明の中で自国の位置をどう定めるのかという問題は、露日両国の歴史において最も悩ましい課題の一つであり続けてきた。ロシア民族のアイデンティティーは、民族が形成された当初から、ヨーロッパ人としてのアイデンティティーであった。しかし、17世紀から19世紀にかけて、モスクワ公国の領土が西へ、南へ、そして特に東方に向かって空前の拡大を遂げたことは、ロシア国家の置かれた地政学的条件を変化させただけでなく、民族としての「ロシア人」を「ロシア帝国臣民」へと変化させ、そのアイデンティティーにも影響を与えた。エカテリーナ2世は、先にも触れた「訓令」の最初の項目で、ロシアのアイデンティティーは「ヨーロッパ」と結びついている

〔ロシアはヨーロッパの大国である〕としつつ、ピョートル1世の改革を経て初めてロシアはヨーロッパ文化圏に復帰した、とも指摘している。「ロシアにおいてピョートル大帝が行った改革が大きな成功を収めたのは、それ以前にロシアで行われていた習慣が、流入した異民族や、征服した他国からもたらされたもので、ロシア人民の性質と合致していなかったためである。ピョートル1世は、ヨーロッパの習慣や文化を、ヨーロッパ的な人民に植えつけようとしたため、自分でも期待していなかったほどの成功を収めたのである」というのがエカテリーナの説明であった。

ロシアのアイデンティティー形成において鍵となる役割を果たしたのはロシア正教であり、それはロシアのキリスト教化以来、アイデンティティーの「基幹的要素」となっていた。正教はまた、ロシア国家にとっても枢要な地位を占めていた。そのことは、ロシア皇帝に嫁いだ外国人の皇后がすべて、元の宗教を離れ、正教を受け入れることを要求されたことにも表れている。他方、海外の皇太子や君主へ嫁いだロシア人の皇女たちは、みずからの宗教を保持することができた。1710年に締結された、プロイセン王の甥であるクールラント公フリードリヒ・ヴィルヘルムとピョートル1世の姪のアンナ・イヴァノヴナ（将来のロシア皇帝）との婚姻契約においては、彼女とその使用人の信仰はロシア正教であること、また二人の間に生まれた娘は正教徒となる一方、息子は父親と同様にプロテスタントとなることが特別に規定されていた。ロシア国家にとっての正教の枢要な地位を示すもう一つの証拠としては、帝国が征服し併合した土地には必ず、勅令によって教会や寺院、修道院が建設されたことが挙げられる。日本でも、北海道や沖縄における神社の建設は同様の意味を持つと見ることができよう。イヴァン3世の治世には、イスラム教、カトリック、ユダヤ教（正教内部のいわゆる「ユダヤ的異端」）への対抗が、国家的な課題になった。正教への帰依は、その後のロシア史を通じて、アイデンティティーの最も重要な要素であり続けた。ロシア文化を擁護するための闘いも、正教の旗の下で行われたが、残念ながらそれは自国優越思想や排外主義の発端ともなった。

日本でも、江戸時代にはカトリック（より広くはキリスト教）が脅威として認識された。1614年にキリスト教は完全に禁止され、その後国内のキリシタンが根絶されたが、このことは、ロシアが戦闘的なカトリック教の国であったポーランド、そしてプロテスタントに改宗したスウェーデンを放逐したのと類似している。日本の場合、カトリックへの対抗は、自国のアイデンティティーを喪失することへの恐怖というよりも、むしろ宣教師の後から外国軍隊が押し寄せることへの危機感と結びついていた。また、急進的な形のカトリック教が、スペインの植民地で急速な拡大を見せ、そこから日本へと伝わったことから、日本国内でもカトリックの共同体ができ、ひいては宗教を基盤とする反乱が起きることも懸念された。さらに、ローマ法王の最高権力への厳格な階層的従属を特徴とするカトリックは、天皇の権威を脅かす恐れもあった。仏教は神道との妥協に達することができたが、それはカトリックには難しかったからである。日本では、仏教寺院が内戦に巻き込まれることはあったが、それ以前の時代にもそれ以後においても、宗教は国内政治において重要な役割を果たしてはいなかった。

た。戦国時代でさえ、神道だけや仏教だけ、あるいは特定の宗派のみを布教したり、また宗教の旗印を掲げて敵と争った大名はいなかった。

神道と仏教が並存し、儒教と道教も普及していたため、宗教は日本人のアイデンティティーにとって中核的な役割を果たさなかった。神々の子孫とされた天皇は、その欠陥をある程度埋め、総体として相当な力を有する宗教集団（神社、寺院、僧侶や尼僧）をまとめ上げる力となっていた。日本において、世俗の権力と聖なる権威の関係が、程度の差こそあれ、対立基調にあったことは偶然ではない。

徳川幕府の形成期には、天皇と将軍の間に非常に深刻な対立が生じた。それは1613年に将軍が朝廷の活動を制限しようとして発布した禁中並公家諸法度によって引き起こされた。高位の僧侶と尼僧が宗派にかかわらず、紫衣（紫色の袈裟）や、僧正・門跡などの位を朝廷から賜う習慣があり、これが朝廷にとっての大きな収入源になっていたが、それが制限されたことが大きな引き金となったのである。1627年には、幕府は、仏教の高僧たちの紫衣着用に関する多くの勅許状を、幕府の承諾を得ていないことを理由に無効と宣言し、また幕府の許可を得ず授与された全ての紫衣の没収を要求した。朝廷はこれに強く反対した。いくつかの大寺の高僧らも、この命令の実施を拒否した。その結果、幾人かの高僧がその称号を失い、陸奥国や出羽国の寺院に流された。

事件の文脈や規模は異なるが、ロシアでも教会改革の結果として、20年後に類似した事態が発生している。いわゆるロシアの宗教改革では、宗教的な儀式が変更（2本指のかわりに3本指で十字を切るなど）され、古くから使われてきた聖典が書きかえられたのである。新たな宗規に従うことを拒否し、改革を支持しない人々は破門、迫害、時には抹殺された。17世紀中頃に生じたこの事態——ロシア正教会の分裂は、日本の歴史には類例がない。日本における仏教の高僧への迫害は、違った意味合いを持っていた。それは純粹に内政上の措置であり、幕府権力の強化と結びついていた。これに対し、ロシアにおける宗教改革をめぐる対立は、拡大する国家権力と、保守主義・イデオロギー的停滞にとらわれた正教会の争い、という内政上の背景に加え、より深い地政学的な背景を持っていた。アレクセイ・ミハイロビッチ帝は、ビザンツ帝国の後継者、全正教会の守護者としての野心と、コンスタンチノーブルをいつか取り戻してそこで皇位につくという夢を抱いており、そのためにロシア正教会の宗規をギリシャ正教会のものに合わせようとした。改革の背景にはこうした事情があったのだ。

しかしロシアの教会改革は、同一国民の中に憎悪の種を撒き散らしただけでなく、異論を唱える人々を国家的に迫害する習慣を作り出したという点では、負の遺産を残したと言える。

江戸時代を通じて、日本では儒教、より正確には宋学（朱子学）の教えが浸透した。支配者の備えるべき美德、民のことをわが子のことのように配慮する責任、民衆は儉約し、無駄を省き、贅沢をやめて質素な生活を送るべしとの呼びかけといった儒教的な価値観は徳川時代の改革と政策に影響を与えた。儒教の影響は享保や寛政の改革、新井白石や松平定信などの政策にも明確に見受けられる。さ

らに寛政の改革の過程では、日本の歴史上初めて、朱子の教えが正学、つまり政府公認の学問だと宣言された。もっとも、いわゆる寛政異学の禁は、幕府の学問所である湯島聖堂を対象としたもので、藩校や私塾で朱子学以外の学問を教えることは禁じられなかった。

宗教とその価値観は、ロシア人の日常生活の中に深く浸透した。これはロシア人が国民、そして民族として、どれほど宗教的あるいは敬虔かという問題とは直接的な関係がない。この問題については意見が対立している。しかし、こと生活様式や日常道徳に関する限り、正教がロシア人に強い影響を及ぼしたことに論争の余地はない。

一方、日本人については、「基本的には宗教的な民族ではなく、宗教というものを、祖先から受け継いだ文化的伝統や習慣の体系として認識している」という有力な意見がある。さらに仏教、神道、そして儒教が、厳密に言えば「宗教」ではない、ということも重要である。これらの教えは体系的の世界観を提供するというよりも、むしろ倫理的・道徳的な学説という性格が強い。

日本の伝統宗教の中でも最も発達した教義を持つのは仏教だが、仏教の教義は厳格に体系化されているわけではなく、また仏陀は神ではなかった。一方、神道は数々の神話から紡ぎだされた多神教である。これらの教義では、善と悪、天国と地獄の観念は曖昧なものとなっており、厳格な禁止事項は存在せず、罪や罪深さといった概念も明確なものではない。例として、ユダヤ・キリスト教の伝統（聖書）で最悪の罪の一つと考えられている、男色に関する認識をとってみると分かりやすい。仏教のおよび神道的価値観を基礎とした、古代および中世日本における美学と倫理においては、「男色」は単なる肉体的な交渉ではなく、美的な現象でもあった。このことは、神道の神や仏教における仏の性別がさほどはっきりしていなかったことによって、ある程度までは説明がつくかもしれない。男色に関しては、明治時代に至るまで、法律に触れないばかりか、世間の道徳的基準に照らしても非難されることではなかったのだ。

宗教は王位継承の問題ともかかわっていた。ロシアの宮廷では、ツァーリや皇帝は皇后以外にも愛人を拵えた。これは容認され、恥ずべき行為とは見なされなかった。だが、ヨーロッパ諸国の場合と同様、生まれた非嫡出子には皇位継承権が認められていなかった。キリスト教の教義では、一夫多妻制と姦通が禁じられていたため、「罪によって」生まれた子は、皇位を受け継ぐことができなかったのである。ピョートル1世ほどの絶対的な権力者であっても、愛人であったマルタ・スカヴロンスカヤと結婚し、生神女就寝大聖堂で、皇后として戴冠させるという手続きを踏んだ。彼女を皇帝に据える準備をする一方で、ピョートル1世は1722年の帝位継承法で、直系男子による皇位継承という旧制度を廃止し、皇帝による後継者指名制を導入した。

日本の場合、主要な宗教が夫婦の婚外関係を禁じていなかったため、一夫多妻は、とりわけ上流層において一般的な慣習であった。将軍および天皇には、皇后（正室）以外にも、正式に認められた妾（側室）がいた。正室の子である嫡男と側室の子である庶子との間では、嫡男に優先権が与えられた

が、何らかの理由あるいは陰謀の結果として、嫡男による位の継承が不可能となった場合には、庶子が「菊の玉座」につくことができた。その最も有名な例としては、桓武天皇、孝明天皇、明治天皇、大正天皇の四人を挙げることができよう。

19世紀前半における改革の挫折

日本では、近代的な国家体制（立法、行政、司法の三権分立に基づく体制）は明治維新後に初めて樹立されたが、ロシアでは、18世紀初頭のピョートル1世の時代にその形成が始まっていた。その点から見れば、日本は150年遅れていた。しかしながら、ピョートル1世、エカテリーナ2世、そしてその後の皇帝の治世下での政治システムの改革は、中途半端ないしは退行的性格を持つものであり、改革としては完遂しなかった。封建制の多くの特徴が依然として残存していたのである。

日本でも、封建制の崩壊（幕末）以前に変化が生じ始めてはいた。いくつかの規制が緩和され、天皇の娘の尼寺への強制的な出家の習慣の廃止、外国人不法侵入者（イタリア人宣教師であるジョヴァンニ・シドッチはその例である）の恩赦、中国からの非宗教的内容のヨーロッパ文献の輸入の解禁などが実施された。享保の改革（1716-1736）は非常な広範囲にわたる改革であり、土地制度や年貢率の変更、司法改革や小石川養生所の設置に加えて、社会を安定させ、社会的不満が爆発するのを阻止し、統治の効率性を向上させるための法が施行された。同じように重要な改革は寛政の改革（1787-1793）でも行われた。

19世紀になるとさらなる変化が生じた。この時期の露日両国の歴史はある点では類似し、それ以外の点では異っていた。ロシアの19世紀は、アレクサンドル1世の治世（1801-1825）前半の、体制改革の試みとともに始まった。1803年に公布された勅令は、領主が自発的に農奴を土地つきで解放することを認めるものであったが、これにより、ロシアでは初めて、解放された農民（「自由耕作民」）が出現することとなった。祖母のエカテリーナ2世から、啓蒙専制主義の精神を吹き込まれた若き皇帝は、市民の自由と権利、農奴解放などの宣言を含む憲法の発布をも考慮したが、「上からの革命」のための条件はいまだ整っておらず、改革は中途半端な結果に終わった。後年、ナポレオンとの戦争が迫った時期には、皇帝の指令により、ロシアを立憲君主制へ転換させるという国家改革計画が策定されたが、これも実現には至らなかった。問題の核心である農奴解放の問題は解決されず、国家機能の強化は、むしろ過度の官僚主義を生み出すことになった。ナポレオンとの戦争に参加し、これに勝利したことによって、ロシアは世界の運命を決定する大国の列に加わった。この戦争は、国家改革の歩みを前進させることにもつながった。

ニコライ1世の時代（1825-1855）には、農奴制の最も唾棄すべき面が除去された。土地を持たない貴族による農奴の購入や、土地なし・単独での農奴の売却は禁止された。借金返済のために領主が

領地を売り出す際には、その土地の農奴には、自由に土地を去る権利と、土地を購入する権利が与えられた。国家の法的基礎が整備・強化されるとともに、法令の法典化が進められ、45巻の『ロシア帝国法令全書』と現行法を収録する15巻の『ロシア帝国法律集成』が編纂された。

日本は19世紀前半には政治的冬眠の状態にあり、以前の時代からの惰性が支配していた。改革にも政治そのものにも全く興味を示さなかった将軍家斉の半世紀にわたる治世（1787-1837）は、こうした惰性を強めるものでしかなかった。家斉の息子で十一代将軍となった家慶（1837-1853）も、リーダーとしての教育を施されず、当時のエリートは社会・経済の変化、とりわけ商人や・起業家層の台頭に対応することができなかった。日本では、アレクサンドル1世の下で導入されたような体制の自由化への試みは起こらなかったが、内憂外患に対応するための体制の効率化、強化に力が注がれた。

この時期の日本で「改革者」の役割を担ったのは水野忠邦である。天保の改革（1841-1843）は、ロシアにおける微温的な自由主義改革とは異なり、きわめて保守的な性格を持つものだった。とはいえ、露日両国における改革は、最大の頭痛の種である農民問題への対処を念頭に行われた、という点では共通していた。1830年代から40年代にかけての日本では、天保の大飢饉によって発生した大量の流民を江戸に入れず、農村に帰らせることが課題となっていた。当時は財政危機の緩和も焦眉の課題となっており、そのためには奢侈禁止のみならず、あらゆる手段を検討する必要があった。また、物価の上昇を抑えるため、独占によって価格を釣り上げているとされた職人や商人のカルテル（株仲間）が解体されたが、これも保守的で近視眼的な政策であった。解体の結果、流通システムはかえって混乱してしまい、株仲間は後に再興されることになったからである。1843年には水野の主張によって、江戸・大坂近辺の旗本や譜代大名の領地を幕府に返上させる代わりに、「替地」を与える上知令が出されたが、これは大名や旗本、領民からも反対にあって実現せず、水野忠邦失脚の原因ともなった。

16世紀から19世紀前半にかけてのロシアと日本のアイデンティティーに関する比較研究から言えることは、それぞれの国に固有の独自性よりも、両国に共通している要素が多い、ということである。国家と社会の相互関係、権力闘争、垂直的な権力機構の形成、統治における指導者の役割、体制の効率性への欲求、システム維持のための構造改革の試み、社会の身分制的編成とその中で貴族や武士が果たした役割、エリートが保守的で、急進的改革を推進する能力がなかったこと——これらすべての点、また他にも多くの点で、露日両国の歴史には共通性が確認できるし、こうした共通性は人類全体に共通するものと言ってもよいかもしれない。以上の認識を踏まえて考えれば、露日両国間に存在す

る対立は、両国のアイデンティティーの根本的な差異に起因する対立ではなく、むしろ政治的、地政学的、その他の原因から生じている、と結論づけることができるだろう。